

損害保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度規程

(2026年3月31日制定)

(目的)

第1条 一般社団法人日本損害保険協会（以下、「当協会」という。）は、損害保険会社に対して適切で規律ある行動を促し、保険代理店等（以下、「代理店等」という。）に対する便宜供与の適正化を図ることを目的として、損害保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度（以下、「本制度」という。）を運営する。

2 本制度においては、当協会に通報窓口を設置し、「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」および「政策保有株式に係るガイドライン」（以下、「各種ガイドライン」という。）の便宜供与に抵触する事案を対象として、通報を受け付ける。寄せられた通報をもとに、必要に応じて各種ガイドラインの改定等を行い、便宜供与の適正化につなげる。

(注) 代理店等とは、当該代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）や主要な取引先を含む。

(定義)

第2条 本制度において「通報」とは、通報者（当協会に対して通報を行う者をいう。以下同じ。）が自らの氏名を明らかにしたうえで、被通報損害保険会社（通報の相手方となる損害保険会社をいう。以下同じ。）に対し、便宜供与に係る事案（当該事案について通知すべき損害保険会社が特定できるものに限る。）について通知する意思のあるものをいう。

(通報者)

第3条 通報は、何人もこれを行うことができる。

2 通報者は、通報に際しては氏名を明らかにするものとする。

(通報の方法)

第4条 通報者は、便宜供与に係る事案の内容について、当協会が運営する通報窓口専用メールアドレス宛てに所定の様式を送付することにより、通報を行うものとする。

(通報の受付)

第5条 当協会は、通報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該通報を受け付ける。

- ① 所定の様式の記載に不備があるもの
- ② 所定の様式によらないもの
- ③ 日本語で記載されていないもの

- ④ その他、前各号に準ずるもの

(通報の受理)

第6条 当協会は、通報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該通報を受理する。

- ① 不適切事例に該当しないことが明らかであるもの
- ② 不当な目的であるまたは社会的公正性に欠くと認められるもの
- ③ 主要な事項について虚偽が認められるもの
- ④ 通報内容が本制度の目的と乖離しているもの
- ⑤ 同一の通報者が同一の内容について、正当な理由なく複数回にわたって通報を行っているもの
- ⑥ 損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン制定日（2025年9月5日）以前に生じた便宜供与に係る事案によるもの
- ⑦ 損害保険会社の役職員が、自身の所属する損害保険会社による不適切事例を内部告発するもの
- ⑧ 反社会的勢力であると認められる者によるもの
- ⑨ その他、前各号に準ずるもの

2 当協会は、第1項の規定に基づき通報を受理する場合には、当該通報を受理したかを、また、通報を受理しない場合にはその旨を、電子メールにより通報者に通知する。

(被通報損害保険会社への通知)

第7条 当協会は、前条第1項の規定に基づき受理した通報について、被通報損害保険会社の連絡窓口に対し、通報者を特定できる個人情報を提供しない方法により、速やかに所定の様式を連携し、事実関係の確認を依頼する。

(被通報損害保険会社における対応)

第8条 被通報損害保険会社は、当協会から通知された通報について、速やかに社内関連部門と連携して、事実関係を確認のうえ、過度の便宜供与の該非を判断する。

2 被通報損害保険会社は、前項の確認結果について、当協会に対して、所定の様式により、4週間以内（依頼日起算）に報告する。

3 被通報損害保険会社は、第1項の判断にあたり、当協会に対して、次の各号にいずれかに該当する場合は、その旨を4週間以内（依頼日起算）に報告し、確認が完了した時点で改めて確認結果を報告する。

- ① 通報事実の有無の確認に時間を要している場合
- ② 過度の便宜供与の該非判断に時間を要している場合

(通報の取扱い)

第9条 当協会は、第6条第1項の規定に基づき受理した通報および第8条第2項の規定に基づき被通報損害保険会社から回答のあった情報については、次の各号に定める場合を除き、当該損害保険会社の事前の了解を得ることなく他者に公開しない。

① 当協会は、個別の事案を特定できないよう加工したうえで、本制度を通じて入手した情報（一定期間内に寄せられた通報の件数や、そのうち過度の便宜供与に該当すると判断された件数、全体の傾向等）について、各種ガイドラインの所管委員会に連携し、各種ガイドライン（想定事例集を含む）の改定等に活用する。

② 当協会は、本制度を通じて入手した情報を代理店業務品質評議会に定期的に報告し、本制度の運営および各種ガイドライン改定等にかかる助言を受ける。

③ 当協会は、本制度を通じて入手した情報を監督当局に定期的に報告する。

（本制度の改廃）

第10条 本制度の改廃は、販売調査委員会が行う。

付則（2026. 3. 31）

1. 本制度は、2025年9月5日から運営する「損害保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度 運営要領」を、通報者拡大に合わせて改めて制定するもの。

2. 本制度は、2026年4月1日から施行する。